

平成30年度
(第1回)

野田市公共下水道運営審議会

会 議 資 料

日 時	平成30年10月26日(金)
	午後1時30分から
場 所	野田市役所 8階
	大会議室

野田市公共下水道運営審議会次第

日 時 平成30年10月26日（金）

午後1時30分から

場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開会

2 市長挨拶

3 委員紹介

4 職員紹介

5 議長選出

6 議題

(1) 議案第1号 会長の選出について・・・・・・・・・・ P 1

(2) 議案第2号 副会長の選出について・・・・・・・・・・ P 2

7 報告事項

(1) 報告第1号 野田市公共下水道事業の概要及び整備
状況について・・・・・・・・・・ P 3～P 6

(2) 報告第2号 野田市公共下水道事業地方公営企業法適用及び
財政状況について・・・・・・・・・・ P 7～P 13

8 閉会

※資 料

野田市の公共下水道事業 快適な生活環境をつくる・・・・・・・・資料1

野田市の公共下水道（污水）野田地域 関宿地域・・・・・・・・資料2

野田市公共下水道運営審議会委員名簿・・・・・・・・別添1

野田市公共下水道運営審議会席次表・・・・・・・・別添2

議案第 1 号

会長の選出について

野田市公共下水道運営審議会条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、会長を互選するものである。

平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日提出

野田市長 鈴木 有

議案第 2 号

副会長の選出について

野田市公共下水道運営審議会条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、副会長を互選するものである。

平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日提出

野田市公共下水道運営審議会
会 長

野田市公共下水道事業の概要及び整備状況について

1 公共下水道（污水）整備計画の概要

下水道計画は、河川等の公共用水域の水質汚濁が社会問題となった昭和 42 年に公害対策基本法（現：環境基本法 平成 5 年制定）が制定され、その中で公共下水道は、水質汚濁を防止する基本的施策として位置付けられ、政府はその整備推進するための措置を講じなければならないと規定されました。

その後、昭和 45 年に下水道法の一部が改正され、水質の環境基準が定められた公共用水域のうち、その水質汚濁が 2 以上の市町村から排出される污水によるもので、広域的な観点から下水道の整備によって、水質環境基準を満たす必要があると認められるものについて、都道府県は流域別下水道整備総合計画を定めなければならない旨の規定が追加されました。これにより、江戸川左岸流域下水道整備総合計画が千葉県により策定され、江戸川左岸に沿った野田市から市川市までの 8 市※にわたる污水を広域的に集めて処理することになりました。【P 4 参照】

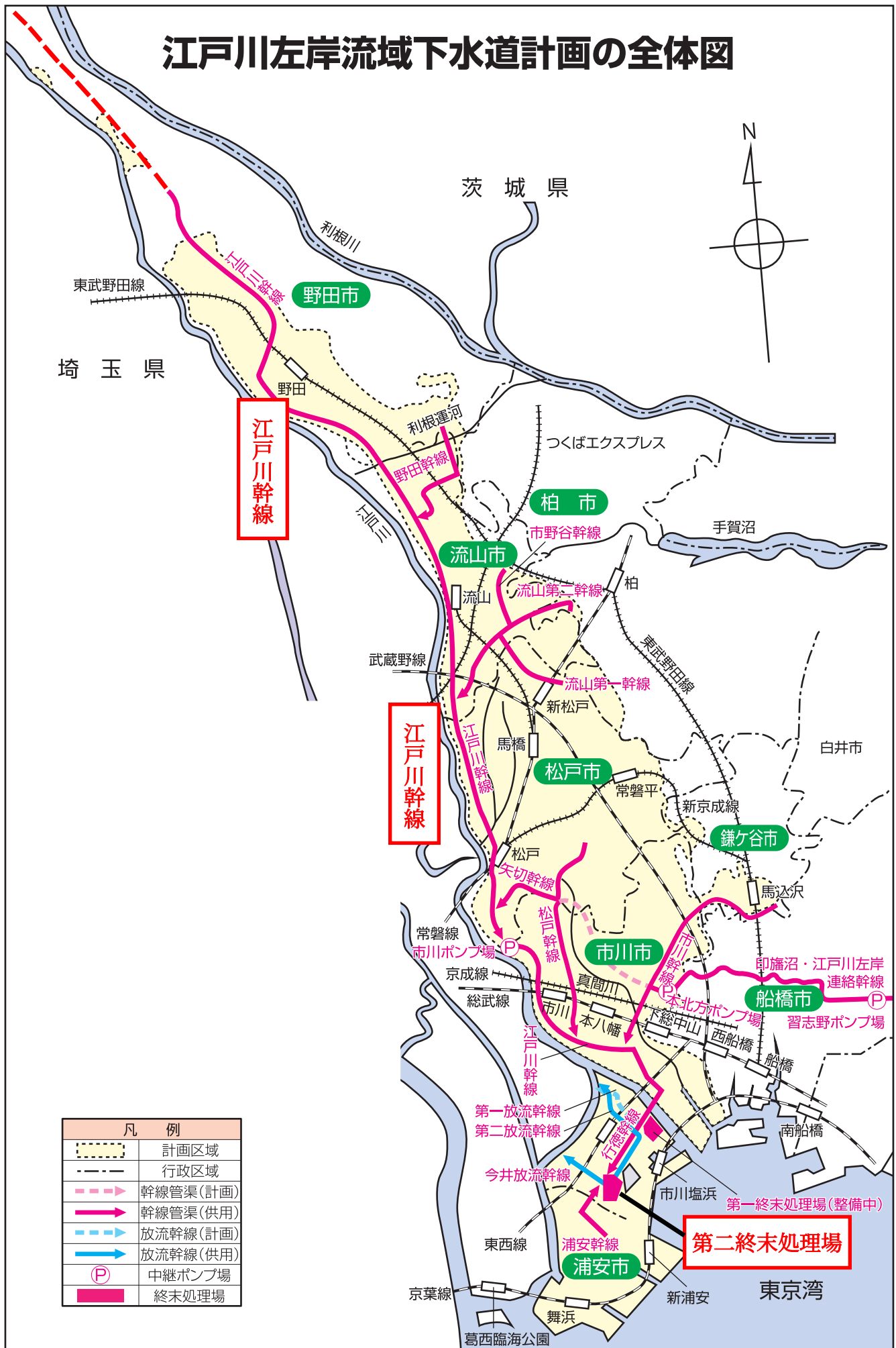
野田市では、この江戸川左岸流域関連公共下水道の関連市として、全体計画を策定し、昭和 48 年に下水道整備事業に着手し現在も整備を推進しております。

野田市の公共下水道計画（污水）は、平成 15 年 6 月に関宿町との合併により、全体計画面積 4,184.3ha、污水計画人口 132 千人、目標年次を 36 年度とし、野田地域では、福田地区及び川間地区の一部の区域を除き、主に国道 16 号線と江戸川で挟まれた区域を計画の範囲としています。関宿地域では、現在の市街化区域と市街化調整区域に点在する住宅密集地区が全体計画区域となっています。

また、下水道の整備を行うための事業認可面積は、現在 2,163.6ha を取得し污水整備を進めており、30 年 4 月 1 日現在で供用開始をした面積は 1,742.95ha、下水道普及率は 65.73%となっております。

※ 8 市 野田市・柏市・流山市・松戸市・鎌ヶ谷市・市川市
船橋市・浦安市

江戸川左岸流域下水道計画の全体図



2 野田市公共下水道整備について

(1) 平成 29 年度整備実績及び 30 年度整備について

概要：下水道管渠の整備を図り、都市の健全な発展及び生活環境の改善、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川等の公共用水域の水質保全を図る。

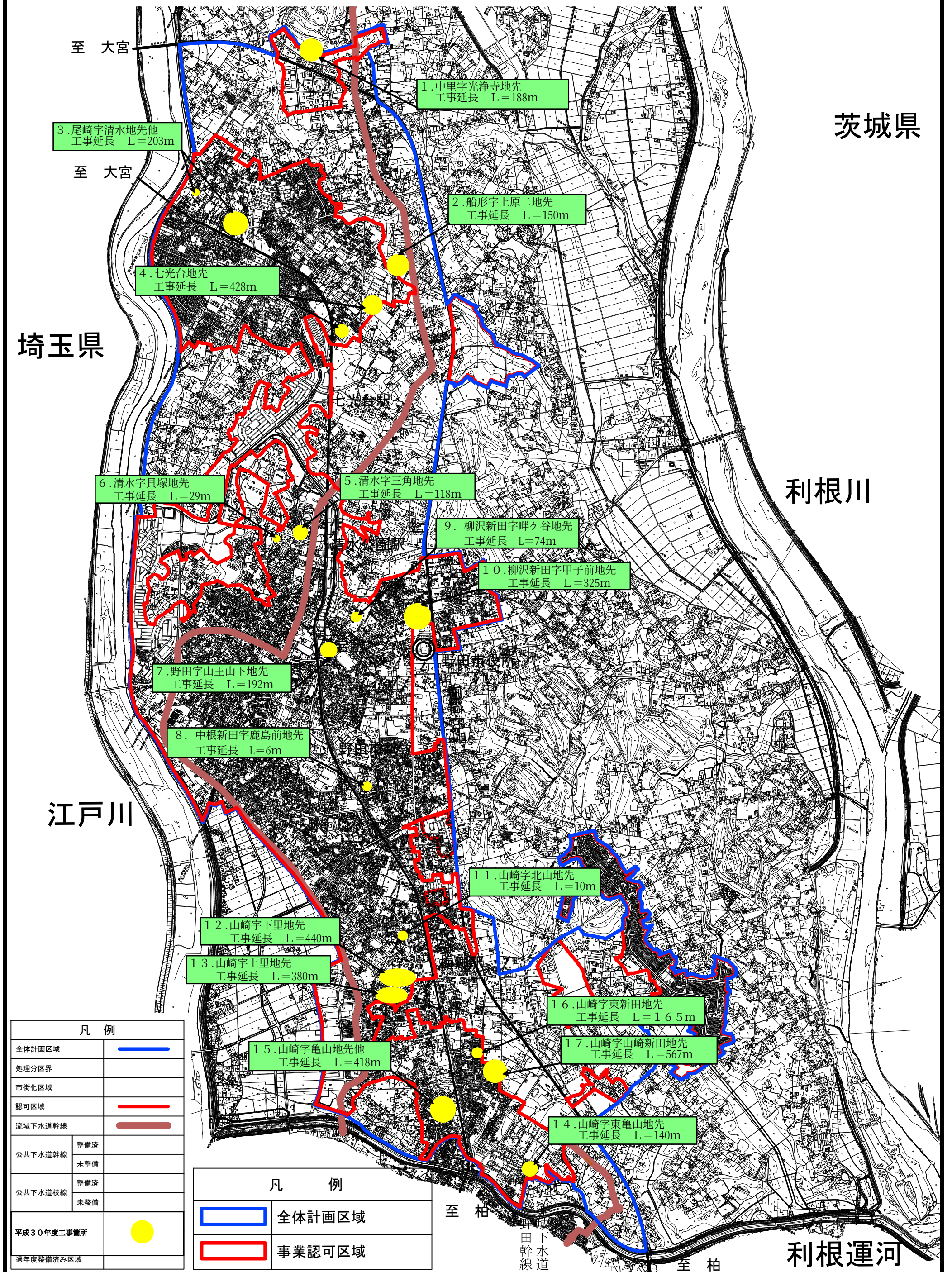
	29年度（実績）	30年度
整備内容	○整備面積 13.75ha ○整備延長 3.0 k m	○整備面積 15.08ha ○整備延長 3.9 k m
	下水道普及率65.73% (+0.41%)	下水道普及率66.20% (+0.47%)

(2) 平成 30 年度整備箇所について

公共下水道（汚水）の整備箇所は次のとおりです。

	施工箇所	工事延長
1	中里字光浄寺地先	L = 188m
2	船形字上原二地先	L = 150m
3	尾崎字清水地先他	L = 203m
4	七光台地先	L = 428m
5	清水字三角地先	L = 118m
6	清水字貝塚地先	L = 29m
7	野田字山王山下地先	L = 192m
8	中根新田字鹿島前地先	L = 6m
9	柳沢新田字畔ヶ谷地先	L = 74m
10	柳沢新田字甲子前地先	L = 325m
11	山崎字北山地先	L = 10m
12	山崎字下里地先	L = 440m
13	山崎字上里地先	L = 380m
14	山崎字東亀山地先	L = 140m
15	山崎字亀山地先他	L = 418m
16	山崎字東新田地先	L = 165m
17	山崎字山崎新田地先	L = 567m

平成30年度公共下水道整備（污水）



報告第 2 号

野田市公共下水道事業地方公営企業法適用及び財政状況について

1 野田市公共下水道事業地方公営企業法適用について

(1) 概 要

野田市の公共下水道事業は、昭和 48 年に流域関連公共下水道事業として実施したことに始まり、毎年整備を進めてきました。現在、野田市の下水道普及率は 65.73%（平成 30 年 4 月 1 日）で、全国、千葉県の普及率を下回る状況であることから、今後も一層の整備推進が必要です。

下水道事業の会計は、独立採算を基本とする特別会計で、一般会計からの繰出金を入れて処理しています。

(2) 国の要請

全国的な人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大等、公営企業の経営環境は厳しさを増しつつあります。このような中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり、安定的に提供していくために、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化や、財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められています。このことから、総務大臣通知により、国から人口 3 万人以上の団体については、**平成 32 年4月までに地方公営企業法の財務規定を適用することを要請**されています。

(3) 企業会計方式の導入

本市の下水道事業の課題を踏まえると、老朽化した下水道施設の改築・更新の為に資産管理や経営状況・財政状況を把握する必要があります。

現在、下水道事業特別会計では単年度の収入（歳入）及び支出（歳出）に基づき処理されています。

企業会計方式では、経営状況を把握できる損益計算書※1 や公共下水道事業の財政状況を把握できる貸借対照表※2 が作成され、これらを分析することで企業活動の全体像を把握し、今後の公共下水道事業の進むべき方向性についてより判り易く見える化し、市民に説明する事が出来ます。

(4) 法適用の範囲

地方公営企業法第 2 条第 3 項により「条例で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部または一部を適用することができる」と規定され、市が任意で全部または一部（財務規定のみ）を適用することができることとなっています。

市としては、平成 28 年度に適用範囲の比較・検討をした結果、全部適用となると、身分が企業職員になり、新たな条例や制度の制定が必要になること、仮に執務室を本庁舎に置く場合、また、本庁舎以外に置く場合にも、経費負担等の手続きが必要となること、水防体制となった場合、連絡体制が複雑になること等、移行業務が大がかりになることから、一部適用とすることにしました。

(5) 企業会計への移行スケジュール【P 9 参照】

企業会計の移行スケジュールについては、平成 29 から 30 年度は主に固定資産調査とその評価業務※3を行い、次に、30 から 31 年度は主に企業会計への移行に向けた関係部局との調整事項の整理や条例規則の制定・改正、勘定科目の設定、公営企業会計による新予算の編成等の移行に向けた準備事務を行います。

また、企業会計システムについては既に公募型プロポーザルにより選定を行い、契約を締結したことから今後はシステム導入作業を行います。具体的には、31 年 4 月に勘定科目の設定、31 年 10 月に新予算による会計システムの仮稼働を行う予定です。以上のように、32 年 4 月 1 日に移行するスケジュールで業務を進めています。

※1 損益計算書

一事業年度における当該事業の経営成績をあきらかにするために、その期間中に得たすべての収益とこれに対するすべての費用を掲載し、純損益とその発生の由来を表示した報告書です。

※2 貸借対照表

財務諸表の中で代表的なものが貸借対照表で、一般にバランスシートと呼ばれます。貸借対照表は、一定の時点における当該事業が保有するすべての財産を総括的に表示したものです。その要素としては、資産・負債及び資本があります。

※3 固定資産調査とその評価業務

下水道事業として保有する固定資産について、決算書及びその付属資料や工事台帳等の情報を整理し、資産の取得時点の額である帳簿原価（取得価額）を把握することです。

地方公営企業法適用 全体行程表

		2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	3 2 年度	備考
1	準備作業	・適用範囲（全部・一部）の検討 ・決算書及び過年度の工事関連図書等固定資産評価に必要な資料整理			平成32年4月1日～ 地方公営企業法		
2	固定資産評価業務 （一部移行支援含む）		・調査基本方針（マニュアル）の作成 ・資産調査・整理 ・H29.8.29 関係部局との意見交換会 ・H29.10月下旬 職員研修（公営企業会計基礎） ・関係部局との調整事項整理（事務委任含む）	・資産調査・整理 ・資産評価 ・職員研修（会計処理実務演習） ・関係部局との調整事項整理（事務委任含む）	・資産調査・整理（平成30年度取得分） ・資産評価（平成30年度取得分）		29年度～30年度 「野田市地方公営企業法適用支援（固定資産台帳等作成）業務委託」（債務負担行為） （株）東京設計事務所 31年度は直営で作業
3	システムの選定・導入		・企業会計システムの導入検討	・企業会計システムの選定 ・企業会計システムのカスタマイズ ・下水道台帳システム構築 統合型GISデータ更新（固定資産評価データ移行） 区画整理地管渠等データ追加更新	・企業会計システム本稼働に向けての準備作業 固定資産評価データの反映 勘定科目データの反映 新予算編成データの反映 システム操作の習熟 ・下水道台帳システム構築 固定資産評価データの反映		30年9月～32年3月 企業会計システムはプロポーザル方式により事業者を選定し契約済
4	企業会計移行業務			企業会計移行支援業務 ◎職員研修（予算編成・決算事務） ◎条例規則の制定・改正 ◎出納取扱金融機関の指定と告示 ◎勘定科目の設定 ◎予定貸借対照表の作成 ◎新予算の編成 ◎打ち切り決算準備 ◎関係部局との調整事項整理（事務委任含む） ◎税務署への届け出準備 ◎総務省への報告準備 ◎下水道経営戦略策定業務 ・下水道事業の現状と課題の整理 ・経営の基本方針の検討と目標設定 ・将来施策の整理（投資計画） ・経営基盤強化に関する検討 ・料金その他の収入に関する検討 ・財政計画の策定（経営シミュレーション） ・経営戦略の策定		30年度～32年度 「地方公営企業法適用支援及び経営戦略策定業務委託」（継続費） 30年11月契約締結予定 ※総務省通知（H28.1.26）により、32年度中に経営戦略の策定を求められている。	

2 野田市公共下水道事業財政状況について

(1) 財源の仕組み

下水道事業を執行・運営していくためには、建設費及び維持管理費が必要となります。

建設費については、国庫補助金、地方債、下水道使用料、受益者負担金等により、また維持管理費については、下水道使用料及び一般会計繰入金により賄われています。

①建設財源

ア 国庫補助金

下水道の公共的役割に鑑み、公共事業として、国家的見地から、その整備の推進を図るため、雨水及び汚水に係る施設の基幹的部分を地方公共団体に補助しているものです。

イ 地方債

下水道はその事業効果が相当長期にわたる公共施設であるため、下水道の建設に当たっては、世代間の負担の公平化等の観点から、地方債の充当が行われています。

ウ 下水道使用料

建設財源のうち国庫補助金、地方債、受益者負担金で充てられた以外の部分について、下水道使用料が充てられています。

エ 受益者負担金

都市計画法第 75 条の規定に基づき徴収するもので、都市計画事業として行われる下水道事業について、地方公共団体が条例を定めて徴収しているものです。

②維持管理費財源

ア 下水道使用料

汚水に係わる経費（維持管理費及び資本費）については、条例で定めるところにより、公共下水道の利用者から使用料を徴収しています。

イ 一般会計繰入金

雨水に係わる経費や分流式下水道等に要する経費等公費で負担すべき部分及び使用料収入で不足する部分については、一般会計からの繰入金が充てられています。

(2) 各年度の実績

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
有収水量 (m³)	7,997,014	8,051,238	8,320,654	8,415,624	8,680,633
使用料収入 (千円)	1,168,153	1,197,230	1,248,852	1,257,414	1,305,984
下水道管理費 (千円)	1,960,251	2,015,446	2,086,896	2,096,850	2,103,257
うち維持管理費 (千円)	711,008	753,271	822,245	850,035	866,417
うち資本費 (千円)	1,249,243	1,262,175	1,264,651	1,246,815	1,236,840
資本費算入率※1	36.59%	35.17%	33.73%	32.67%	35.54%
一般会計繰入金 (千円)	1,310,700	1,347,000	1,355,500	1,381,099	1,235,000
使用料単価 (円) ※2	146.07	148.70	150.09	149.41	150.45

※1：資本費参入率 (%) = (使用料－維持管理費) ÷ 資本費

※2：使用料単価 (円/m³) = 使用料収入 ÷ 有収水量 (汚水量)

●有収水量 (汚水量) の内訳

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
大口使用者 (m³)	852,273	887,974	943,236	940,833	964,250
一般使用者 (m³)	7,144,741	7,163,264	7,377,418	7,474,791	7,716,383

●使用料収入の内訳

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
大口使用者 (千円)	267,775	272,739	292,904	286,677	300,865
一般使用者 (千円)	869,089	895,853	925,235	944,217	971,193
過年度分 (千円)	31,289	28,638	30,713	26,520	33,926
合計 (千円)	1,168,153	1,197,230	1,248,852	1,257,414	1,305,984

①有収水量及び使用料収入

有収水量は、前年度と比較して 3.15% の増となっています。

内訳としては大口使用者汚水量の増加傾向により、平成 25 年度よりも 29 年度は 13.14% 程の増となっています。また、一般使用者（各家庭）においては新規接続件数が順調に伸び、一般使用者（各家庭）での汚水量が対前年度比において 3.23% 増となっています。

次に、使用料収入は、大口使用者が平成 28 年度にホテルと温泉施設の閉鎖があり、使用料が減少しましたが、29 年度では回復し、前年度より約 1,420 万円増の約 3 億 100 万円でした。

一般使用者（各家庭）については、新規接続及び一般使用者（各家庭）の使

用汚水量が増加したことにより約2,700万円増の約9億7,120万円となりました。また、過年度分は、昨年より約741万円増の約3千400万円でした。

今後の使用料収入では、平成30年度の調定汚水量見込みが約877万 m^3 、調定額見込みが約13億2,000万円であり、使用料単価の見込額は150.51円程度と予測しています。

②維持管理費及び資本費

下水道管理費では下水道施設の拡充や既設管等の老朽化に伴う管渠調査や補修等で年々増加傾向となる状況ではありますが、極力出費を抑える努力をしています。

今後の維持管理費については、引き続き既設管等の老朽化に伴う管渠調査や補修等の費用で増加傾向となりますが、歳出を抑える工夫を図りながら進めていきます。

資本費では、現在の下水道普及率が約65.73%（平成30年4月）とかなり普及してきていますが、まだ、市街化区域全域の整備も終了していない等、さらに整備を進める必要があることから、今後も地方債等の財源を確保しながら事業を推進していく予定です。

この様な地方債の償還は今後も継続されますが、以前より起債借入れの枠を設定して事業を進めてきたことから、各年度とも若干の差はあるものの概ね均一的な償還としています。

③資本費算入率

資本費算入率※は、平成29年度実績35.54%となりました。今後も維持管理費を抑え、新規接続の使用料収入実績に加え、さらに、平成32年度中には、中里工業団地の下水道接続により使用料収入が増加することから資本費算入率も上昇傾向になる見込みです。

※資本費算入率について

公共下水道の建設や維持管理にかかる費用に関しては、汚水の処理は特定の利用者が利益を受けるので下水道利用者が下水道使用料で負担するのが原則です。汚水処理にかかる費用には、維持管理費と資本費（下水道建設のために借り入れた市債の元利償還金）があり、本来は使用料収入により負担すべきものです。

下水道使用料は、千葉県からの通知（昭和61年度）では、国土交通省の指針をもとに、「資本費の50%を使用料で徴収すべきである。」とされています。

④一般会計繰入金

一般会計繰入金については、雨水に係わる経費と各年度の汚水処理に対して使用料収入で賄えない部分についての繰入金としました。

汚水処理に係わる経費の不足分として充当してきた一般会計からの繰入についても、平成 29 年度は下水道使用料と受益者負担金増収により繰入金額を減らす事ができ、一般会計への負担軽減が図られている状況にあります。なお、上記の一般会計繰入金額は雨水に係わる経費等も含まれて計上されており、決算書等の一般会計繰入金額と同額です。

(3) 経営戦略の策定

①国からの要請

近年の公営企業においては、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増している中、経営健全化の取組が求められています。

このような中、公営企業が将来にわたっても住民へのサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、総務省は各公営企業に対して中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を平成 32 年度までに策定することを要請しました。

②今後の策定スケジュール

平成 32 年 4 月より公営企業会計に移行することになりますが、31 年度にはその移行事務の過程により作成される損益計算書や貸借対照表等の財務諸表等を確認しながら下水道事業の現状と課題の整理を行い、今後の経営の基本方針の検討と目標を設定します。さらに、その目標による今後の投資計画（施設・設備投資の見通し）等の支出や組織効率化・人材育成や広域化等の経営基盤強化に関する取組方針を検討していきます。

平成 32 年度においては、料金その他の収入に関する検討を行うこととストックマネジメント計画による施設の更新や維持管理の費用を考慮することにより財政計画（財源の見通し）を策定して、投資計画と財政計画を構成させ、さらに経営基盤強化の取組方針を反映させて収支の均衡を図った収支計画を策定します。策定にあたっては、審議会に意見をお聞きし、また、パブリックコメントを行った後、市民の皆さまに広く周知していきたいと考えています。